

令和5年度小野市利用者負担額(保育料)基準額表

(単位:円)

階層区分		利用者負担額(月額)			
		3歳未満児 (4月1日現在の満年齢)		3歳以上児 (4月1日現在の満年齢)	
		標準時間	短時間		
A	生活保護世帯	0	0	幼児教育・保育の無償化により階層区分に関わらず「0」 【注意】副食費について 利用者負担額(保育料)は0円ですが、副食費は無償化対象外であるため、直接園にお支払いいただくこととなります。(価格は園で設定) ただし、下記①～⑤に該当する児童については副食費が免除となります。 ①同一世帯員の市民税所得割額の合計が57,700円未満 ②母子世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯で同一世帯員の市民税所得割額の合計が77,101円未満 ③認定こども園等の幼稚園部を利用しており(1号認定)、同一世帯員の市民税所得割額の合計が77,101円未満 ④1号認定児童であって、小学校3年生以下の範囲で最年長の児童から順に数えて第3子以降 ⑤2号認定児童であって、就学前児童が同時に入所している場合の第3子以降	
B	市民税非課税世帯	0	0		
C1	市民税均等割のみ課税世帯	14,000	13,800		
C2	市民税所得割課税額48,600円未満	16,000	15,800		
D1	48,600円以上64,700円未満	19,000	18,700		
D2	64,700円以上80,800円未満	22,000	21,700		
D3	80,800円以上97,000円未満	25,000	24,600		
D4	97,000円以上121,000円未満	28,000	27,600		
D5	121,000円以上145,000円未満	33,000	32,500		
D6	145,000円以上169,000円未満	37,000	36,500		
D7	169,000円以上213,000円未満	42,000	41,300		
D8	213,000円以上257,000円未満	46,000	45,300		
D9	257,000円以上301,000円未満	50,000	49,200		
D10	301,000円以上397,000円未満	52,000	51,200		
D11	397,000円以上	55,000	54,100		

- ① 年齢は、4月1日現在の満年齢になります。
- ② 階層区分は、4月から8月までは令和4年度分の市民税額、9月から翌年3月までは、令和5年度分の市民税額により決定します。
- ③ 階層区分を決定する税額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、寄付金控除、株式等譲渡所得割額控除などの税額控除前の税額になります。
- ④ B～C2階層及びD1階層で市民税所得割額が57,700円未満の場合の保育料は、下表のとおり計算して得た額となります。(※1)
- ⑤ D1階層で市民税所得割額が57,700円以上、D2～D11階層において、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業等、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援又は医療型児童発達支援を利用している場合の保育料は、下表のとおり計算して得た額となります。(※2)
- ⑥ B～D1階層及びD2階層で市民税所得割額が77,101円未満の世帯で、母子世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯の保育料は、下表のとおりとなります。また、子どもの年齢に制限なく、入所児童が同一世帯の中で第2子以降の場合は無料となります。

入所児童	保育料
第1子	基準額表に定める額
第2子	基準額表に定める額×0.5 ※B階層は0円(無料)
第3子以降	0円(無料)

※1 ④の場合の第1子、第2子、第3子以降というのは、子どもの年齢に制限なく、入所児童が同一世帯の子どもの中で何番目の子どもに該当するかで判定します。

※2 ⑤の場合の第1子、第2子、第3子以降というのは、保育所等を利用している子どもの中で何番目の子どもに該当するかで判定します。

※母子世帯等・・・母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める母子家庭及び父子家庭の世帯

※在宅障害児(者)・・・身体障害者手帳の交付を受けた方、療育手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金等の受給者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方

階層区分		利用者負担額(月額)			
		3歳未満児 (4月1日現在の満年齢)		3歳以上児 (4月1日現在の満年齢)	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0
C1	市民税均等割のみ課税世帯	6,500	6,400	0	0
C2	市民税所得割課税額48,600円未満	7,200	7,200	0	0
D1	48,600円以上64,700円未満	7,200	7,200	0	0
D2	64,700円以上77,101円未満	7,200	7,200	0	0